

メリット制について

- 1 一括有期事業及び単独有期事業については、メリット制の適用割合が前回改正（昭和 61 年度）後の水準よりも、大幅に低下していることから、平成 24 年度料率改定に合わせて、メリット制の適用要件を見直す方向で検討する。
- 2 上記見直しに当たっては、昭和 61 年度改正により、実際に適用された水準を目安とする。
- 3 メリット制の適用拡大に際しては、平成 24 年度改定後の料率が、現行料率よりも、増加しないことを基本する。

その際、新規にメリット制が拡大適用される事業場について、メリット増減率の圧縮を検討する。